

長門市プレミアム宿泊券利用施設募集要項

1. 概要

物価高騰の影響を受けている市内観光事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、「ながとプレミアム宿泊券」を販売する。

2. 事業の概要

- ① 名称：ながとプレミアム宿泊券
- ② 発行者：長門市
- ③ 発行形態：LINE を活用したデジタル宿泊券及び商品券（QRコード読取方式）
- ④ 発行総額：2億4,000万円（プレミアム分を含む）※プレミアム率20%
- ⑤ 発行総数：40,000セット
- ⑥ 額面額：1セット6,000円（宿泊券5,000円及び商品券1,000円が1セット）
- ⑦ 販売価格：1セット5,000円
- ⑧ 販売期間：令和8年4月15日（水）から令和9年2月26日（金）まで
- ⑨ 利用期間：令和8年5月12日（火）から令和9年2月28日（日）まで
※ 宿泊券はチェックイン日が月曜日から金曜日までの宿泊に限り利用可能
（金曜日チェックイン・土曜日チェックアウトは対象、日曜日チェックイン・月曜日チェックアウトは対象外）
※ 宿泊券は令和9年2月27日（土）チェックアウトまで利用可能
※ 宿泊券は土日祝日・特日（8月8日（土）～16日（日）、12月26日（土）～1月3日（日））の宿泊は対象外
- ⑩ 販売方法：長門市公式LINEで販売
- ⑪ 購入限度額：1回の購入で20セットまで ※複数回の購入も可能
- ⑫ 利用上限額：なし
- ⑬ 換金：利用実績に応じて毎月末締め翌月末までに振り込みにより支払う
※ 最終振込は令和9年3月21日とし、以降は換金不能となる
- ⑭ 換金手数料：無料
- ⑮ 振込手数料：無料（市が負担します）

3. プレミアム宿泊券の取り扱いに関する事項

- ① プレミアム宿泊券は利用期間内に限り利用可能とします。
- ② プレミアム宿泊券と現金の交換はしないこと
- ③ プレミアム宿泊券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないこと
- ④ 不足分は現金等で受け取ること
- ⑤ 利用施設で独自に宿泊券又は商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示すること

4. 利用対象にならないもの

【共通】

- ① 利用期間を過ぎた宿泊券及び商品券は利用できない

【宿泊券】

以下に該当するものは利用対象となりませんのでご注意ください。

- ① 利用対象施設における宿泊代金以外の支払い
※ただし、宿泊施設内の売店や食事処の利用や飲料代等を部屋付け（宿泊代金と合算）し、チェックアウト時に宿泊代金と一括で精算する場合は、宿泊券の利用対象に含めるものとする。
- ② 宿泊予約時に既に決済が完了しているもの（現地決済のみ対象）

【商品券】

以下に該当するものは利用対象となりませんのでご注意ください。

- ① 現金への換金及び金融機関への預け入れ
- ② 保険適用医療又は介護保険サービスの費用の支払い（保険適用医薬品を含む。）
- ③ 有価証券、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ④ たばこの購入
- ⑤ 国及び地方公共団体への支払い
- ⑥ 振込手数料及び公共料金の支払い
- ⑦ 出資及び債務の弁済
- ⑧ 土地及び住宅購入、家賃、地代、駐車料等の不動産関連の支払い
- ⑨ その他長門市が不相当と認めるもの

5. 利用施設の登録

【宿泊券利用施設】

宿泊券利用施設登録には、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 長門市内の宿泊施設で宿泊券の管理等を適切に行えること
- ② 旅館業法第3条による営業許可を受けた宿泊施設若しくは住宅宿泊事業法第3条による届出を行っている宿泊施設であること
- ③ 「宿泊券」利用者に対して「宿泊券」利用に必要な説明を実施できること
- ④ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと
- ⑤ 「山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第23号）」を遵守すること
- ⑥ その他公序良俗に反しないこと

【商品券利用施設】

商品券利用施設登録には、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 市内にて下記事業を営むもので商品券の管理等を適切に行えること
飲食サービス業、土産物販売業、体験サービス業、タクシー業、給油サービス業
※大規模小売店舗立地法に定める大規模店およびチェーン店を除く

- ② 「商品券」利用者に対して「商品券」利用に必要な説明を実施できること
- ③ 「山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第23号）」を遵守すること
- ④ その他公序良俗に反しないこと

6. 利用施設の遵守事項

- ① 利用期間中の利用施設として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はできません。
- ② 利用施設は電子メールにて配付する「支払い決済用QRコード」を印刷し、掲示してください。
- ③ 利用対象とならない商品、サービスに対しての支払は受け付けることはできません。
- ④ 宿泊券及び商品券は、現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービス等と引き換えてください。
- ⑤ お客さまが入力された利用金額が実際のLINE画面であることを目視で確認してください。
- ⑥ 利用期間終了後は支払い決済用QRコードを撤去してください。
- ⑦ 利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、利用施設側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- ⑧ 長門市から、不正行為防止のため、立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は、これに同意し、協力してください。

7. 利用施設の申し込みについて

利用施設としての登録を希望する事業者は、所定の申込フォームによりお申し込みください。

(1) 申込方法

長門市LINE公式アカウントのトーク画面に表示される申込フォームに必要事項を入力してください。

※利用施設登録には、LINE登録及び長門市LINE公式アカウントの友達追加が必要となります。

(2) 申込期間

令和8年3月6日（金）から令和9年1月31日（日）まで

(3) 登録・承認

- 長門市観光政策課が審査後、承認した事業者を「ながとプレミアム宿泊券が使える施設」として登録し、オンライン上で公表します。
- 登録が完了した施設には、後日、決済用QRコードを送付します。

8. 決済・換金について

【決済】

- ① 利用登録施設に、決済用QRコードをお渡しします。

- ② 会計支払い時に、お客さま自身の携帯電話で決済用QRコードを読み取っていただき、お客様がLINEのトーク画面で入力した利用金額を確認して、支払代金から利用金額を引いてください。

※差額の支払いがある場合は、代金から宿泊券又は商品券の利用金額を引いた金額をお客さまが支払い

【換金】

- ① 利用実績に応じて毎月末締め翌月末までに振り込みにより支払う

※最終振込は令和9年3月21日とし、以降は換金不能となる

9. 利用登録の取消しおよび利用停止

市は、利用施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設への事前の通知を行うことなく、直ちに利用登録を取り消し、またはプレミアム宿泊券の利用を停止することができる。

- ① 不正行為：架空の決済、不当な換金、または利用者との共謀による不正受給が判明した場合。
- ② 目的外利用：本要項で認められていない商品・サービスへの利用や、転売に関与した場合。
- ③ 申請内容の虚偽：登録申請において虚偽の事実を記載したことが判明した場合。
- ④ 法令違反：関係法令に違反し、営業停止等の行政処分を受けた場合。
- ⑤ 運営妨害：プレミアム宿泊券の適正な運用を妨げ、または本事業の信用を失墜させる行為があった場合。

10. 利用停止に伴う措置

- ① 利用登録の取消しまたは停止を受けた施設は、市が配布したQRコード及び掲示物等を直ちに破棄または返還しなければならない。
- ② 利用停止時点で未精算の利用分がある場合、市はその支払いを保留、または精算の権利を喪失させることができる。
- ③ 本要項の規定による措置により利用施設に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わない。

11. その他

本募集要項に記載のない事項および疑義が生じた事項については、長門市観光政策課と利用施設の間で協議の上、決定する。